【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 北陸財務局長

 【提出日】
 2022年6月29日

 【会社名】
 朝日印刷株式会社

【英訳名】 ASAHI PRINTING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 朝日 重紀

【本店の所在の場所】 富山県富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル

【電話番号】 076(421)1177(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 広田 敏幸

【最寄りの連絡場所】 富山県富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル

【電話番号】 076(421)1177(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 広田 敏幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 118,673,100円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 朝日印刷株式会社東京支店

(東京都台東区元浅草四丁目7番11号)

朝日印刷株式会社大阪支店

(大阪市北区中津六丁目3番11号) 朝日印刷株式会社名古屋支店

(名古屋市北区駒止町二丁目51番地の2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の当社名古屋支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、 縦覧に供する場所としております。

EDINET提出書類 朝日印刷株式会社(E00714) 訂正有価証券届出書(組込方式)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月11日付で提出した有価証券届出書(2022年5月13日付及び2022年6月17日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)について、2022年6月29日付で有価証券報告書(第106期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日))を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報 第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【追完情報】

(訂正前)

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書<u>及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)</u>に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書<u>等</u>の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営戦略等」に記載された中期経営計画(AD2021計画)の最終年度となる2022年3月期業績見通しについては、当該有価証券報告書提出時点のものであり、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月17日)現在の見通しとは異なっております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月17日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月17日)までの間において、次の臨時報告書を北陸財務局長に提出しております。

(中略)

(訂正後)

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、<u>当該</u>有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月<u>29</u>日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、<u>当該</u>有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月29日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 <u>2020</u> 年4月1日	2021年6月25日
	(第 <u>105</u> 期)	至 <u>2021</u> 年3月31日	北陸財務局長に提出
四半期報告書	<u>事業年度</u>	自 2021年10月1日	2022年 2 月14日
	(第106期第3四半期)	至 2021年12月31日	北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 <u>2021</u> 年4月1日	2022年6月29日
	(第 <u>106</u> 期)	至 <u>2022</u> 年3月31日	北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月29日

朝日印刷株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田 康宏 業務執行社員

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日 印刷株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マレーシア子会社に関するのれんの減損の認識

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、2022年3月31日現在、連結子会社である Harleigh (Malaysia) Sdn.Bhd.及びShin-Nippon Industries Sdn.Bhd.について、連結貸借対照表上、のれ ん405,426千円を計上しており、総資産の0.6%を占めてい る。

注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は、当該のれんに係る資産グループについて、取得時にのれんに配分された金額が相対的に多額であり、かつ新型コロナウイルスによる影響等もあり取得時から経営環境が大きく改善しておらずリスクに変化がないことから、当連結会計年度において減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する事業計画に基づいて行っている。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり事業計画の基礎となる販売予測及び将来の市場、主な商圏であるマレーシア及びシンガポール経済全体の成長率を織り込んだ売上高の成長率である。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な 仮定は主要顧客の生産計画、売上高の成長率の基礎情報で あるマレーシア及びシンガポール経済全体の成長率や為替 の影響等を大きく受けるため不確実性が高く、経営者の主 観的な判断に依存する程度も高いことから、当監査法人は 当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。

監査上の対応

当監査法人は、のれんの減損損失の認識の判定における 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、 主として以下の監査手続を実施した。

- ・ 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって 承認された事業計画との整合性を検討した。
- 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、 過年度における事業計画とその後の実績を比較した。
- ・ 事業計画の基礎となる重要な仮定の合理性を確かめる ため、経営者と協議を行うとともに以下の対応を実施 した。

販売予測については、経営者が収集した主要顧客に 関する情報との整合性を検討した。また、過去実績か らの趨勢分析を実施した結果と販売予測を比較した。

将来の市場、主な商圏であるマレーシア及びシンガポール経済全体の成長を織り込んだ売上高の成長率については、マレーシア及びシンガポール経済に関する外部機関によるレポートとの比較を実施し、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、朝日印刷株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、朝日印刷株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

朝日印刷株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田 康宏 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日印刷株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マレーシア子会社株式の減損処理の要否

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、2022年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を2,955,938千円(総資産の4.7%)計上しており、そのうち、子会社であるHarleigh (Malaysia) Sdn. Bhd. 株式の簿価は283,933千円であり、関係会社株式全体の9.6%を占める。

会社は、子会社株式の減損処理の要否にあたり株式の実 質価額の取得価額に対する著しい低下の有無を判定してい る。

注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、Harleigh

(Malaysia) Sdn.Bhd.株式について、超過収益力の反映により1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得していることから、実質価額の算定に超過収益力を加味している。

その結果、減損処理の要否の判定において、超過収益力 を反映した実質価額がその取得価額に対して著しく低下し ていないことから、減損処理を行っていない。

超過収益力を反映した実質価額の算定に使用した将来業績予測の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っている。

将来業績予測の見積りにおける重要な仮定は、注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおり事業計画の基礎 となる販売予測及び将来の市場、主な商圏であるマレーシ ア及びシンガポール経済全体の成長率を織り込んだ売上高 の成長率である。

将来業績予測の見積りにおける上記の重要な仮定は主要 顧客の生産計画、売上高の成長率の基礎情報であるマレー シア及びシンガポール経済全体の成長率や為替の影響等を 大きく受けるため不確実性が高く、経営者の主観的な判断 に依存する程度も高いことから、当監査法人は当該事項を 監査上の主要な検討事項と判断した。

監査上の対応

当監査法人は、Harleigh (Malaysia) Sdn.Bhd.株式の減損処理の要否における実質価額に反映された超過収益力の基礎となる将来業績予測の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。

- ・ 将来業績予測について、取締役会によって承認された 事業計画との整合性を検討した。
- ・ 経営者の見積リプロセスの有効性を評価するために、 過年度における事業計画とその後の実績を比較した。
- 事業計画の基礎となる重要な仮定の合理性を確かめる ため、経営者と協議を行うとともに以下の対応を実施 した。

販売予測については、経営者が収集した主要顧客に 関する情報との整合性を検討した。また、過去実績か らの趨勢分析を実施した結果と販売予測を比較した。

将来の市場、主な商圏であるマレーシア及びシンガポール経済全体の成長を織り込んだ売上高の成長率については、マレーシア及びシンガポール経済に関する外部機関によるレポートとの比較を実施し、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任 は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。